

**原告には必ず
お届け下さい。**

2018年09月21日 191号

生活保護制度を良くする会

ニュース

事務局 道生連
電話 011-736-1722
ファックス 011-736-1688
メール seihoikusurukai@herb.ocn.ne.jp

**9月19日(水)に行われた「新・人間裁判」
の第16回口頭弁論の内容について、弁護団の
吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。**



秋晴れに恵まれた9月19日、札幌地方裁判で新・人間裁判の口頭弁論期日が行われました。大きな被害のあった胆振東

部地震から2週間も経たない中ではありましたが、原告・支援者ら多数が傍聴に参加し、満員の中での法廷でした。

今回の期日では、原告2名と弁護団2名が意見陳述を行いました。

吉田伸さんは、40歳と若年の原告です。ケースワーカーの勧めを受け、住み込みの派遣労働者として本州に行きましたが、派遣切りのため札幌に戻り、一時はグループホームで生活していましたが、現在は支援を受けながら一人暮らししています。生活保護を受けるようになってから、親族や友人との付き合いがなくなり、精神障害者を支援する会や作業所の仲間以外につながりがなくなってしまった中で、さらに保護費を引き下げられる辛さを訴えました。

小山和弘さんは、ヘルニアのためトラック運転手の仕事ができなくなってしまい、生活保護を受けるようになりました。ヘルニア以外にも次々に病気が発見されたため、仕事をしたくても働くことができず、短時間のアルバイトしか就くことができません。たまには友人と外食をしたいのに、反対に保護費が引き下げられてしまうことへの怒り、納得できなさを訴えました。

弁護団からは、まず、榊井妙子弁護士が、貧困概念の変遷と生活保護基準のありかたに

ついて、準備書面の要旨を陳述しました。生活保護は、貧困の克服を目的としていますが、貧困の内容は、時代とともに変化しています。食べていくことができればよいという「絶対的貧困」から、当たり前の生活と比較する「相対的貧困」そして現代では、社会から排除されていることも貧困の一つとして捉えられるようになりました。榊井弁護士は、貧困を理由に社会から排除されることがあってはならないことを、最新の学者の研究結果に基づいて主張しました。

次に、平澤卓人弁護士が、「ゆがみ調整」の問題点について、準備書面の要旨を陳述しました。「ゆがみ調整」とは、生活保護世帯のお金の使い方を、第1・十分位(所得の下位10%の層)のお金の使い方に合わせて比較するための調整です。生活保護世帯も第1・十分位も多数の世帯が含まれているため、統計学の「回帰分析」という手法を用いて両者を比較しています。しかし、国が行った「回帰分析」の結果は、誤差が非常に大きかったため、比較するには向かないものでした。平澤弁護士は、これらの理由により、「ゆがみ調整」を今回の引き下げの根拠の一つとしたことは国の裁量を逸脱したものであり、しかも証拠に基づく政策立案ともいえないことを、学者の意見書に基づいて主張しました。

弁論期日後の進行に関する打合せで、2021年3月までに判決を出すことと、それに向けて充実した審理を行うことが確認されました。裁判所も、結審、そして判決へ向けての具体的な進行計画を立て始め、いよいよ判決が視野に入ってきました。次回期日は12月3日(月)13時30分です。次回も原告団で法廷を埋め尽くしましょう!